

広島県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十九年七月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芸北大朝線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山県郡北広島町大朝字下正里二六八八番五地 先から 山県郡北広島町大朝字竹添二二九三番四地先 まで	旧	五・五〇～ 九・五〇	七四三・〇〇	
		一三・〇〇～ 三九・五〇	七四二・五〇	
山県郡北広島町大朝字桑原 二五二八番一地从 から 山県郡北広島町大朝字竹添二二九三番四地先 まで	新	一三・〇〇～ 三九・五〇	七四二・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七一五・〇〇 メートル